

# 令和4年度 第2回武蔵野市総合教育会議

日時：令和4年11月2日（水）

場所：武蔵野市役所西棟4階 412会議室

令和4年度第2回武蔵野市総合教育会議

○令和4年11月2日(水)

○総合教育会議構成員出席者

市長	松下 玲子	教育長	竹内 道則
教育委員	高橋 和	教育委員	渡邊 一衛
教育委員	清水 健一	教育委員	井口 大也

○総合教育会議関係者

副市長 伊藤 英穂

○事務局出席者

総合政策部長	吉清 雅英
教育部長	樋爪 泰平
子ども家庭部長	勝又 隆二
企画調整課長	真柳 雄飛
市民活動推進課長	馬場 武寛
生活福祉課長	宮本 亮平
子ども子育て支援課長	吉村 祥子
子ども子育て支援課子ども家庭支援センター担当課長	石川 久雄
子ども育成課長	吉田 竜生
教育企画課長	牛込 秀明
指導課長	村松 良臣
指導課統括指導主事	高丸 一哉
教育支援課長	祐成 将晴
教育支援課教育相談支援担当課長	勝又 玲子
生涯学習スポーツ課長兼武蔵野ふるさと歴史館担当課長	長坂 征
生涯学習スポーツ課スポーツ推進担当課長	茂木 孝雄

事務局 企画調整課 丹羽、相馬  
教育企画課 柴田  
指導課 郡、森野

午後 2 時 00 分 開会

## 1 開 会

○松下議長 それでは、ただいまから令和 4 年度第 2 回総合教育会議を開催いたします。

## 2 報告事項

### (1) 学校・家庭・地域の協働体制の検討について

○松下議長 報告事項の(1)「学校・家庭・地域の協働体制の検討について」から始めます。資料について説明をお願いいたします。

○村松指導課長 昨年 10 月から 7 回、学校・家庭・地域の協働体制検討委員会による協議を重ねてきました。7 月の 6 回目までの検討委員会での協議から中間のまとめを作成し、9 月 7 日に教育委員会、9 月 8 日に文教委員会にて報告し、9 月 9 日から 28 日まで、パブリックコメントを実施しました。57 名の方から 127 件のご意見をいただきました。

10 月 13 日に第 7 回検討委員会を開催し、中間のまとめで検討していた内容の検討、また、パブリックコメントに寄せられた意見を受けた改善を踏まえ、現在、報告書の作成を行っております。本日は、中間のまとめで検討していた内容、また、パブリックコメントで寄せられた意見により改善を図った点を中心に、現在の協議の状況を報告します。

では、資料 1 をご覧ください。

まず、大きく変更した点です。A 3 折り込みの「武蔵野市の学校・家庭・地域の協働体制の未来像」のイメージでございます。

中間のまとめでは、「学校」「開かれた学校づくり協議会」「家庭」「地域」を縦に並べた図式化をしていました。しかし、パブリックコメントで、「学校」の位置が一番上になっていて、学校や校長がトップにいる印象や、また、矢印や囲み線が「学校」を縛っている印象を与えるとのご意見がありました。それらを踏まえまして、「学校」の位置を「開かれた学校づくり協議会」と横並びになるように修正したり、矢印のトーンを変えて、印象を軟らかくしたりするような工夫をして、イメージを捉えやすくしております。

次に、中間のまとめで検討していた 5 点の内容についてです。

1 つ目は、資料の 2 ページ、ポイント 1 「共有」に【学校運営の基本方針の承認】という四角囲みの項目があります。ここの最後の段落にあります「協議会が適正に運営されない場合の措置について」です。学校運営の基本方針の承認に至るまで、活発に議論されることにより、合意形成に時間がかかることが予想されますが、例えば、あえて会議に参加しないとか、議論が進まないような場合は、教育委員会が指導や助言を行うこととします。

さらに、学校運営に支障が生じる場合は、委員を解任したり、協議会の運営を一時停止したりして、改善に向けた指導を行うなどの措置を想定している旨を記載しています。

2つ目は、4ページの委員の任期についてです。協議会の議論の継続性を鑑みて、2年を1期として再任を可とし、さらに更新は3期までとします。他の自治体で任期を設けている三鷹市、町田市、杉並区などを参考にしています。ただし、一斉に委員が替わることのないように工夫が必要と加筆しています。検討委員会においても、協議会のスタートに当たっては一斉に委員が替わることを避けるために任期の規定を原則としたいという意見をいただいております。

3つ目は、同じ項目の4段目、会長、副会長の選出についてです。委員の互選により、校長以外の委員の中で選出することを想定しています。「会長は、会務を総理し、協議会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を行うもの」としています。

4つ目は、10ページの「②事務局担当者の設置」です。機能の充実を図る開かれた学校づくり協議会を運営するに当たって、協議会の事務局担当者の設置をすることについてです。開かれた学校づくり協議会の会議の回数を増やし、熟議するための各種調整や会議運営の準備等、事務作業が必要になることが想定されます。現行は、学校が事務を担っていますが、会計年度任用職員として教育委員会が事務局担当者を任用します。事務局担当者は、教育委員会、協議会、学校と連絡調整をしながら、委員委嘱の手続、開催通知、資料準備、広報、開催の通知、また会議録の作成などの業務を行うと考えております。11ページには、その運営のイメージ図を今回追加しております。この事務局担当者ですが、検討委員会において常に話題となっており、学校に開かれた学校づくり協議会を置かずに、先ほどの図にあるように、学校と位置をずらして外出しをするという考え方を進めていくには、事務局を担当する人員を任用することが必要であるという協議がなされてきました。そこで、このような形で事務局担当者の設置を位置づけております。

5点目は、9ページ、10ページに示していますが、運営の参考となるガイドラインの作成についてです。円滑に協議会が開催され、学校や委員の負担を減らせるよう、ガイドラインが重要になってきます。例えば、学校としては、委員の選定の仕方、学校の役割、家庭や地域に役割分担してほしいことの明示、年間を通しての学校行事などの報告、子どもたちの学校生活の実態や、学校評価委員会機能としての学校評価全体、また、学校関係者評価の手続きなどを折り込むということが必要です。また、委員の協議会での役割の適切な把握、学校運営の基本方針を承認することに向けた十分な議論の必要性、さらに、事務局の役割として、委員委嘱のための必要な手続き、会議開催の案内作成、資料準備、委員との連絡調整、当日の記録の作成や傍聴の対応、広報活動など、さまざまな役割と求められることについて、ガイドラインとして作成したいと考えています。

続いて、先ほどお話ししたパブリックコメント等に基づいて加筆修正を行った箇所についてご説明します。

全体的に「地域人材」という言葉を使っていたのですが、あまりいい意味ではない、人材という言葉は協働ではない、といったご意見がありました。そこで、「地域の協力者」といった言葉に修正しました。

資料の4ページ、「協議会委員を公募してもよいのでは」というご意見を踏まえて、先ほどの「委員の構成と任期・開催回数」の3段落目に、協議会で公募した委員を校長に推薦することも可能とするよう加筆しました。

さらに、5ページ、「ポイント2促進」の【開かれた学校づくり協議会の活動提供】という1つ目の枠で、学校から何をしてほしいのか言ってほしい、ニーズを明らかにしてほしいといったご意見がありました。そこで、2段落目の最初に、学校が何に協力が必要なのかを具体的に明示する旨に修正しました。

同じく、地域のつながりを上手に使ってほしい、という意見については、そういった意見が届いている旨、その次の文に記載しています。

パブリックコメントでは、教員の負担軽減のための協働ではなく、教員の仕事の整理や、労働力の補強をすべきであり、家庭や地域への役割分担は、かえって学校の負担になるのではないか、というご意見がございました。これに対しては、8ページの「期待する効果」の中の一番上の「教員の多忙化解消」という項目の中で、学校・家庭・地域の共通理解をすることで学校の業務の見直しを行うことが必要な教育活動に注力できるようになり、教育活動の質が向上することを前段にし、その結果、多忙化解消の一助になるというニュアンスに修正しています。

また、傍聴や会議録公表などの要望についての意見があり、開かれた学校づくり協議会に興味を持った方が広くかかわることができるように、10ページの③の最後に、傍聴や会議録の公開などの積極的な情報発信を行うことを加筆しています。

11ページ下から12ページの「持続可能な学校・家庭・地域の協働体制であるために」という結びの項には、新しい開かれた学校づくり協議会が軌道に乗ると、学校は、子どもの学びに没頭することができて、学校のモチベーションが上がり、開かれた学校づくり協議会が学校の困り事を解決できたとき、それを体感することが成果となる。コロナ禍の影響で、地域やPTAなど、これまでのつながりが切れてしまった状況を勘案すべきという意見や、負担なく関係を続けるために、緩くつながることがポイントであること、開かれた学校として、自然と参加できるような入り口があったらいい。1つの策として、ICTツールを利用した広報をすること。最後に、学校・家庭・地域、互いの理解のために価値観を多様化する必要があることといったご意見を参考に、ここの結びを加筆修正しております。

このような修正を行いながら、第7回の委員会においてもさまざまなご意見を踏まえまして、現在、最終の報告書の完成に向けて作業を進めております。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。

第7回での協議を踏まえて、先ほど説明したとおり、検討委員会報告書を作成しております。12月16日に最終回となる第8回検討委員会を行い、報告書を完成させます。1月の教育委員会において報告し、令和5年度からモデル校による検証を実施することを予定し、2年間の検証を行う予定ですが、それを踏まえて、全校でこの機能を充実した開かれた学校づくり協議会を広げていこうと考えております。

○松下議長 ただいまの説明について、ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

○清水委員 お話を聞いていて、パブリックコメントが非常にいい視点で出ていると思いました。これから考えていく上でとても大事な示唆をいただいたということを感じました。

話は変わりますが、先日、教育長、教育委員で仙台市の教育委員会を視察しました。少しその話をさせていただきたいのですが、初日、仙台市の教育委員会から仙台市の実践を非常に丁寧に細かく説明していただきました。2日目に小学校と中学校を視察しましたが、仙台市立榴岡小学校の会議室に行ったところ、雰囲気がとても明るくて、活気があって、皆さん笑顔なことが印象的でした。榴岡小学校の学校運営協議会などでずっと前から活動している方たちというのは、皆さんPTA会長経験者なのですが、すごく積極的で、校長先生からの提案ではなくて、会長や委員の方たちがすごく積極的に、次こうということが課題なんだけど、こういうふうにやっていくのはどうですかとか、それ、いいですねという話を、我々が訪問したときにもしていました。

すごくいいと思ったのは、皆さん主体的で当事者意識があって、校長先生をはじめ、学校と委員の方たちの上下関係がないということです。パブリックコメントで、イメージ図が、学校から開かれた学校づくり協議会となっていたのを横並びにしたというのもとてもいいと思いました。負担感がない、やりがいがある、満足感や達成感がある。全ての人たちがそういう思いになって進めていけるような協力体制、協働体制でなくてはいけないということをすごく視察で感じました。

ポイント1、ポイント2、ポイント3とありますが、ポイント1の学校・家庭・地域が目標を共有し、ベクトルを合わせて学校運営を協働することが一番大事だと思っています。これが十分できれば、年間の見通しが立って、具体的な活動内容が見えてくるということを感じました。

あと、ポイント1「共有」の5つ目で「開催回数を充実する」という書き方をしていますが、回数は増やすとか減らすとかが一般的で、あまり見ない表現だと思います。回数は4回から8回という記述があるので、こういう表現をしたとは思いますが。協議会を意義のあるものにしていくためには一定の回数が必要だということを感じています。

それから、「地域人材」を「地域協力者」と呼ぶことにしたのもとてもいいと思いました。

先ほど、回数が今まで4回程度だったものを4回から8回にするということは、今まで副校長が、案内からいろいろな調整を全部行っていましたが、8回になると相当な事務量の増加になってきます。11ページの図を見て、事務局担当者が入ることによって、ひとところに負担がかかり過ぎないということはすごくいいと思いました。組織図に位置づけられている事務局担当については、ぜひ実現していただきたいと思っています。

最後に、モデル校では傍聴や会議録の公開など、積極的な情報発信を行うというのが10ページの③の一番下に書いてありますが、これは非常に大切なことで、これを大勢が知って、十分学校の教育活動に寄与しているということを発信していくことはすごく大事だと思います。

○松下議長 ご質問部分の「協議会の開催回数を充実する」のところについて、事務局いかがですか。

○村松指導課長 「開催回数を充実する」という表現については、再考させていただきま。いろいろなことを熟議していけば、4回では足りないことが考えられること、「4回から8回に増やす」とすると回数が増えることへの負担という言葉が出てきたことから「充実する」という形にしましたが、日本語的におかしいところについては見直しをしたいと思います。

○松下議長 今の部分は「開催回数を4回から8回とする」ではいかがでしょうか。

○村松指導課長 熟議を行い、8回までを上限とするところなので、7回でできるという学校であれば、7回でもいいと考えています。そこを実際に書くかどうかご意見いただきたいと思います。

○松下議長 言葉選びが難しかったら、「おおむね4～8回とする」でもいいと思います。ご意見はいかがでしょう。

○清水委員 私はいいと思います。

○松下議長 ありがとうございます。ほかにございますか。

○渡邊委員 何点か、感想と印象と意見を申し上げます。まず、このイメージ図は非常に充実した内容になっていると思います。こういうイメージがあると、皆さん議論しやすくなります。ある目標に向かってみんなが協働しながらやっていくミッションの位置づけ、方向性を出すためには、こういう図を使うというのは非常に重要で、ベースにのっとして議論ができます。だんだん言葉や情報量が増えて、少し見にくくはなってきましたが、非常にいいイメージ図ができたと思いました。

先ほど清水委員からも出張のお話が出ましたが、仙台市では来年の3月までに全校をコミュニティスクールの形にするということでお話を伺いました。そのために教育委員会から各校、各地域に向けて、去年は94回、今年は46回、説明会を行っていて、ベースを整

えるための活動ということとはとても大切であるということを感じました。

もう一つは、協議会自身が学校の運営を批判するのではなくて、みんなで協力していきましょうというイメージが伝わって、協議会がうまく運営できるようになる。ここがとても大切なことで、みんなでやって、学校をよくしてよかったと言えるような雰囲気をつくっていくことが大切であるということを感じました。

もう一つ、事務局担当の話がありましたが、多忙化の解消についてです。私は多忙感解消のほうがいいと感じていますが、多忙感解消のためには、専任の方を設けるとするのは非常に大切なことで、そういう方が育ってくれば、地域と学校とを結びつける方法がわかり、それが他校にも影響を及ぼすようになるという点で、ぜひこの事務局担当を大切にしていだけるといいと感じました。

以上です。

○松下議長 ありがとうございます。ほかにご意見やご質問等ございますか。

○高橋委員 私も仙台視察のときに印象的だったのは、今、忙しいお母さんたちがPTAになるほどお手伝いはできないけれども、何か学校の役に立てるようなことはやりたいといったときに、その学校では、PTA以外のところでも募集をするという話をされていました。驚いたことに、コロナ以前よりも、今のほうが手伝ってくださる方が多いとおっしゃっていて、とてもそれが印象的でした。これまでもPTAでやるべきことの精査をしたほうがいいのかという話は出ていましたけれども、地域で、そして家庭で子どもたちを支えようという学校づくり協議会では、そういうところに自然に入っていけるような仕組みづくりがとても大切だと思いました。

あと、境南小学校では既に開かれた学校づくり協議会のときに傍聴者がいるという話を伺いまして、それはとてもいいことだと思いました。誰でも風通しのよく、誰でもみんな見ていられる。一部の人たちがあくせく働くということではなくて、みんなで育てていこうという気持ち、そして体制というのが、この会で作られるといいと思っています。

質問ですが、開かれた学校づくり協議会という名前は、このまま継承されるのか、あるいは新しい仕組みになったときに刷新するというのも可能性としてあるのでしょうか。私はある程度なじみがありますが、そのまま続くと、延長線上という印象も受けるということも思いました。

○松下議長 名称についていかがですか。

○村松指導課長 検討委員会の中でも、新しいもっと親しみやすい名前にしたほうがいいのではないか、協議会ごとにつけていいのではないかなど、いろいろなお話をいただいているところです。現在、名称について何も明記はしていませんが、今後報告書がまとまりまして、機能を拡充するために規則や要綱等を制定する際に、いろいろな名前をつけてしまうと難しいので、教育委員会指導課としては「開かれた学校づくり協議会」という名前



は残す形で進めていこうと考えています。ただ、その運用に当たっては、まだ決定したところではありませんが、学校ごとに柔軟に用いることも考えていいのではないかと考えております。

○松下議長 ほかにご意見やご質問等ございますか。

○井口委員 開かれた学校づくり協議会と、学校を横並びにした未来像の図の中から2点あります。

「武蔵野市教育委員会」の下、「教職員の任用に関する意見」の「任用」の中に（構成や体制づくり）と書いていただいたことで、とてもわかりやすくなったと思います。括弧内がないと、とても誤解を生じやすい部分で、個別の先生はどうだ、という話になりかねないところが、このような形になってとてもわかりやすくなったと思います。

また、「家庭」のところで「PTA」が「家庭」と「地域」の横に出ていますけれども、PTAのTは先生ですので、この表を組みかえるときがあれば、「家庭」と「学校」にかかるように「PTA」を持ってくると、位置関係や正しい構成がより見えてくるのではないかと思います。

未来像のイメージ図が出てきた際に、私の友人が恐れていたことがありまして、人数が増えて、回数も増えて、それを副校長先生ではなくて私たちがやるのか、という3段構えの不安が出てきていました。今の4回という回数の中で、学校評価や年度始めのお話、学校公開、コロナ前にあった給食試食などを行っていましたが、それが8回までできるようになることで、中身についての話がよりできること、また、専任の担当する人が書いてあるということで、その辺の不安が解消されたのではと感じます。

同じく皆さんと仙台に行って学んだことですが、PTAは任意団体なので、私もPTA会長をやっていた経験から、PTAで役員を決めるとき、クラスではずっと下を向いてしまっていて、なかなか決まらない。すぐ決まる学校もある一方で決まらない学校もあり、そもそもPTA自体の決め方とかあり方というものが本当に難しくなっているという背景があります。PTAは任意団体なので、私は入っていませんという家庭も増えてきている状況の中で、仙台の小学校が始めた取り組みは、その学校は「地域本部」という名前を使っていますが、本部発信で、例えば、お花の植え替えをしませんか、通学路の見守りをしませんか、とすると、今まで以上に人が増えたということがあったそうです。そういう意味では、今後、モデル校を決めていく中で、PTAについても今まで同様で本当にいいのかどうかも含めて検証して、持続可能な学校、そして地域を取り巻く学校・家庭・地域の協働体制ができていったらいいと感じました。

○松下議長 ご意見とご感想、ありがとうございます。ほかにございますか。

○竹内委員 報告書の2ページ、パブリックコメントにもつながることだと思いますが、「『社会に開かれた教育課程』の実現」のところでは。武蔵野市でもさまざまな教育活動の

中で地域の方に関わっていただくなど、学校だけではない教育活動を行っています。最近で言えば、武蔵野市民科でもそういった活動を地域の方のご協力をいただきながら行っているなど、新しい学習指導要領で一番大事な考え方で、中心になるものだと思います。ここがなぜこういった学校・家庭・地域の仕組みが必要なのかというところにつながるので、今も行っている『社会に開かれた教育課程』の実現が、今後ますます必要で重要になってくるということが読み取れるようになってよいと思います。

それから、これは期待ですが、2ページと3ページにある教員の任用に関する意見について、東京都の制度なので、武蔵野市の学校教育に興味があって、武蔵野市で働きたいという公募の先生がこれで獲得できるという意味では、この機能を使うということは非常に有効ではないかと思っています。これもこの制度が変わっていくことの大きいメリットの一つだと思います。

4ページについて、仙台もそうですし、私が聞く限りは他のところもほぼ同じではないかと思いますが、協議会の会長と副会長は、あえて校長以外が当たるとするのは、運営を考えるとうまくいくのではないかと思います。実際に会長や副会長にどういう方を願うのかというのは、大きい課題でもあると思いますが、うまく運べば円滑な運営につながると感じています。

それから、学校運営の基本方針を承認するというところは、私のイメージでもA4で1枚程度と思っていましたが、仙台では本当にエッセンスだけ、来年度の学校運営についてこのように考えていますということ、時間をかけて熟議をして、ご理解いただいて、共有していくというプロセスをとっていて、あまり微に入り細に入りというイメージではないということが確認できました。下のスケジュールは一例だと思いますが、それこそそのことだけ1年かけて熟議をしていくとか、武蔵野でもありますが、宿題を出さないようにするというのを開かれた学校づくり協議会の中でご相談して、丁寧に説明しながら理解を得ていくといった1テーマの議論をしてもよいと思っています。そういった熟議ができるベースが4回から8回使えるということはいいことではないかと思っています。

もう一点、9ページにモデル校の設定と、それを通じたガイドラインを教育委員会が作成するとなっていますが、ほかの学校もこのガイドラインを参考にして進めていくことになるので、モデル校の実施と、それを通じて作っていくガイドラインは、とても重要なことだと思います。ぜひ、頑張っているものをつくっていただきたいと思います。

○村松指導課長 さまざま意見をいただきました。「社会に開かれた教育課程」については2ページの記述だけで足りるかということもあります。パブリックコメントでも、社会に開かれた教育課程を実現するための学校・家庭・地域協働というところがあまり伝わっていないところがあるのではないかと、逆に教員の働き方改革や軽減についてのご意見のほうが多かったというのは実際のところですよ。

最後の結び、12 ページでも「社会に開かれた教育課程の理念を踏まえて」という段落のところで改めて意味について記載しています。ただ、第7回の委員会で、パブリックコメントを受けて、あまりにも教員の働き方という校務軽減に寄っている意見に関しては、あくまでもこれで全てが実現するわけではなくて、一助であるということで、さらにもう一つ提言として加えることを今、委員会でも検討しております。その中でまた、社会に開かれた教育課程の実現に資する協働体制であるということもさらに強調できればいいと考えて、現在、最終報告書をまとめる作業を行い、委員とのやりとりを進めているところでございます。

○松下議長 ほかにご意見やご質問等ございますか。

○渡邊委員 熟議のところで、仙台では、例えば、会議の中で研修を行うなど自分たちの考え方をより深めていく活動を実施しています。単に選んで、来てくださるだけではなくて、資質を高めていく活動も入れて検討されるといいと感じました。

○村松指導課長 現在は地域コーディネーターの方を中心に開かれた学校づくり協議会に入っただいており、今回の視察では、ファシリテーションの研修であるとか、熟議はどうやって進めるのかということも確認しました。今後研修や、実際にモデル校でも実践していきたいと思えます。ガイドラインについて、仙台からも資料提供いただきましたので、それをベースにこれから作成していくところでございます。

## (2) 武蔵野市子どもの権利に関する条例（仮称）の検討状況について

○松下議長 次に報告事項の(2)に移ります。「武蔵野市子どもの権利に関する条例（仮称）の検討状況について」、事務局より説明をお願いいたします。

○吉村子ども子育て支援課長 それでは、資料2をご覧ください。「武蔵野市子どもの権利に関する条例（仮称）の検討状況について」ご報告いたします。

1つ目が検討経過です。市では、子どもの権利条約の理念のもと、大切な子どもの権利を未来にわたって守っていくために、子どもの権利に関する条例（仮称）の制定を目指しております。この条例は、市の子どもに関する施策の最も基本的な考え方を示すものであり、制定にあたっては、さまざまな立場の人から多様な意見を参考にする必要があります。そのため、市では条例に関する意見を聴取する場として、令和3年5月に「武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会」を設置いたしました。検討委員には、市民公募委員をはじめ、有識者、学校関係者やPTA、市立小・中学校のPTA連絡協議会、青少年問題協議会地区委員会など、子どもに関する団体から委員としてご参加いただき、幅広い観点から活発な検討を重ねてまいりました。

令和4年5月から6月にかけて、委員会中間報告について、市によるパブリックコメン

トを実施いたしました。パブリックコメント等での意見を踏まえ、9月に委員会報告書が作成されました。

委員会報告書については、10月4日から市民に公表してありまして、委員の皆様にも既に配付をしているところです。今回は、資料3として、委員会報告書の概要版をお配りしております。

2の委員会中間報告のパブリックコメント等の実施概要ですが、実施期間は記載のとおりです。意見の提出方法についても記載のとおりです。

3のパブリックコメント等の提出意見数ですが、特に子どもへのパブリックコメントでは、市立小・中学校で校長先生の講話や授業で取り上げていただくなど、市立小・中学校の先生には多大なご協力をいただきました。また、小学4年生から中学3年生までの生徒に配付されている学習者用コンピュータで回答できるようにしたこともありまして、子どもからのパブリックコメントは回答数が996人、自由意見が649人から881件の回答がありました。また、その他、5月の総合教育会議で教育委員の皆様から意見をいただいたものも含め、全て合わせて1,614件のご意見をいただきました。

裏面にまいりまして、いただいたご意見の対応方針ですが、2つ目の○のところ、修正については、委員会で検討しまして、さまざまな修正を加えましたが、中間報告からの特に大きな修正点を記載しております。

1つ目に、未就学児について視点が弱いというご指摘を受けて、委員長による保育園・幼稚園関係者へのヒアリングを実施して、内容を修正いたしました。話せる子どもだけではなく、話せない子ども、言葉でうまく表現できない子どもの意見も年齢や発達に応じてきちんとくみ取るというところを入れました。

2つ目に、子どもオンブズパーソンについて、定員など、一定の規定が必要であるところのご指摘を受け、内容を追記しました。

3つ目に、子ども会議について、議論が尽くされないまま、詳細な規定をすることを懸念することのご意見を受け、内容を修正しております。

5番の条例制定までのスケジュールです。お配りしている資料3の概要版の4ページ下段の「(参考) 条例制定までの今後のスケジュール」をご覧ください。令和4年9月、委員会報告書の完成というところがありますが、そこから、今、委員会報告書を参考に、市で条例の素案を作成しております。期日も書いてありますが、11月15日から12月12日に、条例素案について、子ども向けも含めたパブリックコメントを実施いたします。また、この期間に教育委員からも意見をいただく機会を設定してまいります。その後、最終的な条例案をまとめ、令和5年2月からの令和5年第1回市議会定例会に議案として提出する予定です。

○松下議長 ただいまの説明について、ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

○竹内委員 以前にも申し上げたかもしれませんが、意見を表明し、参加できることがとても大事だと思っていて、さらに言えば、子どもたちが学校でもそうですが、いろいろなことを決めたり、その決めることにかかわって、物事が変わっていく、そういった体験を重ねることが、公民としての力につながると思います。これをもとに、自分が意見を表明して、参加して、そして決めることにもかかわる機会につながるといいとすごく期待をしています。

それから、運用レベルの話かもしれませんが、子ども同士でお互いを尊重する、あるいは子ども同士の人権がぶつかったときにどう調整するのかということ、例えば、憲法で言うと公共の福祉という調整の理念が入っていますが、そういったお互い大事な人権を持つ主体者として、どのようにしてそれを調整していくのか、折り合いをつけていくのかというのは大事なことです。学校でもいろいろな教育活動の中で実践して、この条例をもとに、子どもたちが自分でどういう人権があって、それが大事だということを理解した上で、折り合いをつけて生きていくということにつながるといいと思っています。これも期待です。

○松下議長 ありがとうございます。ほかにございますか。

○高橋委員 こちらの概要版を事前に拝見して思ったのは、権利というものが主張としてありますが、まず根本にくるものは、どうしてその権利があるのかということをしかりと理解することだと思えます。ともすると権利の主張だけになってしまう可能性があるのでは少し怖いなと思いました。ですので、これも運用レベルの話かもしれませんが、子どもたちには、権利というのはどうしてあるのかとか、それをお互いによりよく生きるためにはどのように使っていくべきなのかということが最初にあり、そのうえであなたにはこういう権利がありますという話になっていけばいいと思いました。これは概要版なので、これが決定ということではないと思いますが、そのあたりについて、もう少し触れていただけるといいと思いました。

○松下議長 検討委員会の中でそういった議論はありましたか。権利の部分についてお答えできますか。

○吉村子ども子育て支援課長 まずは今、子どもの権利というものが守られていない現状に対して、どうしていくかというところがあったため、権利を守るとか、子どもの最善の利益を尊重する社会を実現していくためにというところが強くなっていると思いますが、これから考えていく中で、相互に子ども同士や他者の権利も大事にしていくという視点もきちんと書いていきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

○松下議長 よろしいですか。ほかにございますか。

○渡邊委員 前回の中間報告から様相が変わった部分が多くて、概要版はとてもよくまとめられていると感じました。

資料2で、子どもたちのパブリックコメントがたくさん出てきたというのは非常によかったと感じました。それを反映してつくっていただいたということで、ありがとうございます。

少し気になったところが何点かあります。主に4章のところですが、括弧して（ヤングケアラー）とあり、この表現の箇所にヤングケアラーという言葉を入れていいものかという疑問があります。

同じように、4行下にウェルビーイングの話がありますが、私は、幸福感＝ウェルビーイングと1対1に対応していないと考えています。また、幸福感というのは何だろうと問いかけられたときに、これはあなたの幸福感ですと言われても、自分がそう感じなければ幸福ではないと思います。少し曖昧な言葉になってしまっているのです。例えば、よりよく生きるためにとか、そういったわかりやすい言葉にさせていただけるといいと感じました。

もう一つ、「子どもの目線に沿って」など「目線に沿って」という言い方をよくしますが、これはどういう意味で使用していますでしょうか。言葉尻を捉えるようですが、皆さんで共通意識を持つためには、言い方や表現の仕方をうまく工夫しないと、誤解が生じて、違う観点で議論し始めると難しくなってしまうので、注意してまとめていただけるといいと思います。

特に、ウェルビーイング、幸福感について、この条例の中での定義をきちんとして使っていただけると、議論がしやすくなるので、ぜひ気をつけてまとめていただけるとありがたいと思いました。

○松下議長 パブリックコメント、アンケートの子どものところは、学習者用コンピュータを活用している学校の現場でご協力をいただきました。たくさんの子どもの意見が直接伺えるということはすごく貴重だと私も思っています。

ヤングケアラーなど言葉の定義について、事務局から何かありましたらお願いいたします。

○吉村子ども子育て支援課長 ヤングケアラー、ウェルビーイングなどは、比較的新しく出てきた言葉ですので、国のほうでもはっきりとした定義がないため、捉え方はさまざまであるということは認識しております。書き方など工夫しながら、素案を検討していきたいと思います。

○松下議長 ほかにご質問等ございますか。

○井口委員 子どもの権利について、2ページ目の第2章、③の「子どもには、休む権利及び自由に時間を過ごす権利があること」、そして第5章の○の2個目、「休む権利」ということが、これも言葉だけが一人歩きをしてしまっているのではないかという懸念があります。この後決定して、実際に周知していくときには、ぜひこの内容だけではなくて、その解釈まできちんと伝えていく必要があると思います。

例えば、思春期で自我が芽生える中学生。元気な生徒が、授業中にもしも居眠りをして  
いる状況を想定したときに、その居眠りしている生徒に対して先生から指導または注意を  
したとします。そのときにその生徒が、これは休む権利が云々というようなやりとりにな  
らないように、この意味ということをきちんと生徒、保護者、学校の先生方など、多くの  
人にお伝えしていくことも必要だと思います。そこに一番気をつけて、正しいものにして  
いってほしいと感じたところです。

○松下議長 ありがとうございます。ほかにございますか。

○清水委員 この間、テレビを見ていたら、千葉県の中学校では、髪の毛の結び方とか長さ  
とか非常に細かい校則があって、弁護士の方が、これは子どもの人権を認めていないとい  
う発言をされていました。そのテレビを見たときに、昔、中学校の先生から聞いた話を思い  
出して、少しだけお話しさせていただきたいと思います。

70年代、80年代、かなり中学校が荒れた時代がありました。その当時は、物は壊される、  
ガラスは割れる、けがをする先生も出てくる。ちょうど『金八先生』がドラマであったあ  
の時代なんですけど、どんどんひどくなって行って、先生たちもすごく対応に苦慮したし、  
お父さんたちに父親の会をつくってもらって、それで対応してもらおうと思ったけれど、  
それももうまくいかない。そういう荒れた中で、中学校の生徒総会のときに、勇気のある生  
徒が、「今のこの学校の状況はとても残念である。自分はこの中学校を卒業したと胸を張っ  
て将来言えるだろうか。いや、今のままだと言えないだろう。だから学校を変えていかな  
いと」という発言があって、それに対して野次も飛びましたが、それに同調するかのよう  
に「自分もそう思います」という意見もどんどん出てきて、そして「身だしなみは大事で、  
身だしなみから心のありようも出てくるし、乱れた格好をしていることによって行動も荒  
れてくる。だから、校則を自分たちの手でつくろう」という話があった中で、髪の毛だ  
とか、そういった細かい内容も実は出てきたんだと聞きました。

私が一番言いたいのは、そういう話し合いを子どもたちが中心になって、生徒会がやっ  
て、子どもの側から、自由と責任、権利と義務という言葉が出てきたということです。生  
徒はそれだけ自分たちで考えて行動する力があるし、そういう児童・生徒の力を信じて、  
そして、子どもの権利に関する条例もそうですが、子どもの意見を尊重していくというこ  
とはすごく大事だろうと思います。

先ほど、1,614件のパブコメがあったという話がありましたが、その中にタブレットを  
使った子どもからの意見も随分入っています。そういった中で、みんなが納得するよう  
な形づくり上げていくということがすごく大事だと思います。

2ページの第2章の「保障すべき子どもの権利」というところでは、「権利」について、  
こんな権利がありますという形で書いています。例えば、一番下の「子どもは自身の権利  
を学ぶことで、他者の権利の大切さを感じ、尊重すること～」ということは人権尊重の大

事な視点として、学校で児童・生徒が学んでいます。ただ、「権利」という言葉に対応するため、文末が「大切さを感じ、尊重することを学ぶことができること」と書いてあります。

「できること」ということは、別にしたくなければしなくてもいいという意味になります。そうではなく、これはとても重要なことで、みんながこのことを学んでいかななくてはいけないと思います。

それから、「③子どもには、休む権利及び自由に時間を過ごす権利があること」について、これは無条件にどんな場面でも、どんなときでもということではなく、子どもに本当に必要なときはもちろん保障しますが、やみくもに行使することとは違うということをしかり感じ取れるように、例えば、条例の前文とか、いろいろなところで触れて、権利と義務とか、自由とか責任とかということが対になっていることをきちんと子どもたちが感じ取れるようにしていくということが一番大事だと思っています。

○松下議長 検討委員会で、委員長が最初に、子どもの条例で言うところの子どもには権利と義務というのが対になっているものではないとお話しされていました。あくまで大人の従属物としての子どものではなくて、権利の主体である子どもというところから、条約もそうですし、条例も出発していると私は認識をしていました。委員長はよくそのお話をされていたと思いますが、事務局のほうで補足があればお願いします。

○吉村子ども子育て支援課長 義務については、子どもの権利条約には規定されていないというお話はありました。ただ、相互尊重とか、子どもの権利を知る中で学ぶこともとても大事だということは委員会の中でも議論されていましたので、きちんと書いていきたいと思っています。

○松下議長 委員長のご認識がひょっとしたら今のご意見とは異なるのかなという部分がありますので、もし何かありましたらお願いします。

○吉村子ども子育て支援課長 市長が話されたとおり、権利と義務は対ではないということと、権利といっても、既得権とか、所有権とか、そういう権利ではなくて、生まれたときから人はみんな持っているもので、子どもも大人と同じように権利の主体として持っている権利というところが委員長のお話だったと思います。

○清水委員 おっしゃることはすごくよくわかります。それがこの条例の大事なところなんだろうと思います。自分の権利というものをきちんといろいろなところで認めてもらうと同時に、子ども同士の関係の中において、自分以外の人の権利もきちんと認める。これはとても大切なことで、そこが一番ベースにあるということがどこかに書かれていて、ほかの子どもたちみんなが納得した上で、その権利を認めていってもらうというような形になるといいと思っています。

○松下議長 今、お話を伺って、権利の主体である子ども同士が、権利を主張し合って衝突することがないようにということだと思っています。「保障すべき子どもの権利」の一番下の



○で記載されているところが大事であるということと受けとめております。ありがとうございます。

ほかにご意見やご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、次第の2の(2)については以上としたいと思います。

### 3 その他

#### (1) 令和4年度総合教育会議開催日程について

○松下議長 次に次第の3、その他です。令和4年度総合教育会議開催日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○真柳企画調整課長 それでは、資料4をお願いいたします。次回の日程ですが、第3回を来年の3月2日木曜日、午後2時から4時で、本日と同じ市役所412会議室で開催いたします。

○松下議長 ただいまの説明について、また、その他で何かご発言がある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

### 4 閉会

○松下議長 それでは、以上をもちまして、令和4年度第2回総合教育会議は閉会といたします。本日はありがとうございました。

午後3時5分 閉会